

## 自治基本条例推進会議の構成についての意見

素案説明会に参加し、本条例の内容で足りないと思った点がありました。第28条の自治基本条例推進会議に関しての内容です。

別に条例で定める為、現時点では方向性を議論し解説に盛り込めば良いと思いますが、私自身が考えている推進会議の構成について意見を述べさせていただきます。ご議論いただければ幸いです。

### 越谷市自治基本条例推進会議

目的 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として自治基本条例推進会議（以下「推進会議」）を設置する

組織 推進会議は10人以内で組織する

現在、各部会から3名ずつで運営調整委員会が構成されているので10人が良いのではないのでしょうか？

推進会議は公募による市民と学識経験者で組織する

自治基本条例審議会が上記の構成の為

任期 委員の任期は2年とする 再任可

越谷市男女共同参画推進条例と同様

会長、副会長を選出し会議は年4回開く

自治基本条例の効果は即効性のものではないので、季節毎に開くのが良いと思います。

### 審議内容

自治の推進に関し必要な事項について調査審議する

調査審議の内容として各条文の内容を吟味し制定時と推進会議開催時にどのような変化が生じているのか？また、問題点がどこにあるのか？他の条例への浸透性はどうか？等を調査し、年1回は市民に効果を公表する。又は、市民との懇談会を開く。

### 事務局の設置

推進会議は定期的に関く会議だが、その間に市民から寄せられる意見等をまとめる機関（事務局）を設置する（企画課に置くのが良いのでは？）事務局では推進会議の委員に定期的にそれらの情報を連絡し、次回の会議で議論する

以上